平成２６年（フ）第１１８２号
京都市伏見区久我東町201番地１　久我のもり市営住宅１棟501号
債務者　片山　清美
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６７号
京都市南区東九条西明田町18番地12　サンクス101
債務者　小杉　　均
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８２号
京都府八幡市橋本栗ケ谷26番地の297
債務者　田中　克則
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９７号
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地３
債務者　荒木　鉄雄
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１４号
京都府向日市物集女町坂本12番地の12　咲花ヴィラＰＡＲＴⅡ203
債務者　長谷　晃浩
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２４号
京都府木津川市相楽台５丁目９番地１　積水ハウスドミトリー１号
債務者　郷地　俊一
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市田能３丁目18番５号テラスイバノヤマ106
債務者　野下　靖夫
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８７号
兵庫県西宮市天道町１番５号
債務者　塩田　千子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目74番地　シェモア園田402
債務者　堀田貴代美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６８号
奈良県桜井市大字新屋敷208番地の３
債務者　柿下　孝幸
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
鳥取県倉吉市海田西町２丁目138番地　レジデンス亀甲207号、旧住所鳥取県倉吉市大原230番地６
債務者　山田恵美子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３１９号
愛媛県松山市居相３丁目３番31号
債務者　池田　博子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３６号
愛媛県松山市安城寺町1111番地２
債務者　桑島　美子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５０号
愛媛県松山市星岡２丁目３番５号　コーポ早野101号
債務者　中田　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４号
愛媛県新居浜市高田２丁目１番10号　高田ハイツ203号室、住民票上の住所愛媛県新居浜市田の上４丁目７番６号
債務者　中西ともみ（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１４６号
愛媛県新居浜市田の上１丁目19番15号　ルネシュ・プランドール101号室
債務者　古川　敦善
1　決定年月日時　平成27年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第７４号
福岡県直方市大字頓野2307番地９　県住14―201号
債務者　中西　浩二
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
福岡地方裁判所直方支部